

2018 U-13プレミアリーグ実施要項

本実施要項は、2018 U-13プレミアリーグ（以下「本大会」という）実施に関し定めるものであり、本大会の試合（以下「試合」という）運営はすべてこの要項に定めるところによる

第1条[試合の主催等]

- ① 試合は、参加各チームが主催する
- ② 試合のホームゲームが試合を主管し試合を実施するものとする

第2条 [大会期間]

本大会は、2018年4月から2019年3月31日までを開催期間とする

第3条 [ホームチームの責任]

- ① 試合の運営にあたっては、ホームチームが一切の責任を負う
- ② ホームチームは、選手、審判員、役員および観客等の安全を確保する義務を負う。
- ③ ホームチームは、観客が試合の前後および試合中において秩序ある適切な態度を保持するよう努める義務を負う。

第4条[試合会場]

- ① 試合会場は原則として、ホームチームが手配するグラウンドを使用する。
- ② 試合会場は天然芝が望ましいが、確保できない場合は人工芝、クレー会場での開催を認める。
- ③ フィールド（ピッチおよびその周辺部分）には、選手のプレーに影響を与え、または危険をおよぼすおそれのある物は一切放置もしくは設置してはならない。
- ④ ホームチームは降雨、降雪等悪天候の場合にも可能な限りピッチを整備し、試合開催ができるよう最善の努力をしなければならない。

第5条 [試合球]

ホームチームはキックオフ時刻の60分前までに2球以上試合球を用意する。

第6条[係員]

ホームチームは、試合実施を円滑に進行することに努める。原則として次の補助係員をおき必要な業務を行わせる。

- ① 担架要員（担架は最低1台用意しておくこと）

第7条[医事運営]

ホームチームは、次の各号のとおり医事運営を行わなければならない。

- ① 救急用機器（担架含む）及び医薬品を備えること。
- ② 試合会場の形状に応じ、事故が発生した場合に即座に対応できる本部機能を有する場所（大会本部、ピッチ脇など）に自動体外除細動器（AED）を設置すること。なお、選手のみならず、審判員や運営役員、観客に至るまでその適用範囲を広げて対応すること。
- ③ 試合の開催に先立ち、試合会場で生じる重度の外傷及び疾病に対処するため、あらかじめ救急移送病院を確保しておくこと。
- ④ 試合中に重度の傷害、疾病が発生した場合は、医師の診断後、所属チームが速やかに大会事務局へ報告すること。

第8条[競技方式]

(1) 大会方式

① ホーム&アウェイ方式による2回戦総当たりリーグ戦を行う。

(2) 試合時間

試合は60分間（前後半各30分）で、インターバルは原則として10分とする。勝敗が決しない場合には、引き分けとする

(3) 順位決定

リーグ戦が終了した時点で、勝点（勝利3点、引き分け1点、敗戦0点）の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。ただし、勝点が同一の場合は、次の各号の順序により順位を決定する。

① 得失点差

② 総得点数

③ 当該チーム間の対戦成績（イ. 勝点ロ. 得失点差ハ. 総得点数）

④ 抽選

第9条[競技規則]

試合は、すべて国際サッカー連盟（FIFA）および協会の競技規則に従って実施される。

ただし、選手の交代は、本則第13条[選手の交代]による。

第10条[参加申込み]

全参加チームは4月16日前までに所定の「参加申込み用紙」にて大会事務局に届け出なければならない。

第11条[出場資格]

(1) 原則として、協会への3種登録を完了した2005年4月2日生まれ以降の選手は、試合における出場資格を持つ。ただし、協会への3種登録を完了した2004年4月2日から2005年4月1日生まれの選手は、1試合中に3名枠までの出場を認めることとする。協会へ登録申請中の場合は、前所属が抹消されていれば出場資格を持つ。

(2) 協会に申請されている同一クラブの4種チームに所属している選手も出場資格を持つ。

第12条[メンバー提出]

(1) キックオフ30分前までに所定の「メンバー提出用紙」を本部へ提出しエントリーを完了する。

(2) 試合エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、練習中の負傷または急病等やむを得ない事情があり、かつ主審の承認を得た場合に限り認められる。なお、この条項によって認められる選手の変更は次の各号のとおりとする。

① 先発選手の場合、控え選手を先発選手に変更し、新たな選手を控え選手として補充することができる。当該先発予定選手を控え選手に変更することはできないが、ゴールキーパーについては例外として認める。

② 控え選手の場合、新たな選手を補充できる。

第13条[選手の交代]

試合中の選手の交代は、次の各号のとおりとする。

① 選手の交代は14名以内とする。

② 一度交代した選手は再び試合に出場することは出来ないものとする。

③ 途中交代し、既に退場してしまった選手は、プレー中の選手が負傷するなどやむを得ない事情によりプレーを続行できない場合に限り、再度交代出場してプレーすることができる。

第14条[審判員]

(1) 本大会は3審制とする。

(2) 審判員については、ホームチームが、原則として協会登録の4級以上技能を持つ審判員を手配することが望ましい。（ユース審判員は可とする）

(3) 当該チームに所属するものが審判員となることを認める。

第15条[ユニフォーム]

- ① ユニフォームの色は対戦チーム同士で調整し決定する.
- ② 背番号は試合ごとに変更することができる.

第16条[日程]

本大会は、大会期間内に出場チーム間で日程を定め、開催される.

第17条 [試合の成立]

- ① 一方のチームがキックオフ時刻を過ぎても会場に現れない場合、相手チームは30分間待機しなければならない.
- ② 一方のチームの責に帰すべき理由によって中止となった場合は、過失あるチームは0対3で敗戦したものとみなす.

第18条 [試合の中止]

- ② 悪天候等の不可抗力で試合が中止された場合は原則として再試合を行う.
- ③ 中止となった試合の出場および得点は記録されない. ただし、警告、退場の処分については規律委員会に委ねられる

第19条 [敗戦とみなされる場合]

試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その過失あるチームは、原則として0対3で敗戦したものとみなされる.

第20条[公式記録]

- ① ホームチームは、所定の公式記録用紙により、試合記録を作成し、試合終了後、内容確認のため主審および両チーム代表者の署名をうける.
- ② ホームチームは、公式記録を作成後、原則として3日以内に大会事務局へFAXしなければならない.
- ③ 公式記録とメンバー提出用紙の原紙はホームチームで保管する.
- ④ 退場者が出た場合は、主審が審判緊急報告書を作成し、試合の翌日までに大会事務局へFAX送付しなければならない.

第21条[警告累積による出場停止]

期間中に警告累積を3回受けた選手は、次のリーグ戦は出場停止とする.

第22条[退場処分]

- ① 退場処分を受けた選手は、規律委員会の決定があるまで出場停止となる. また、退席処分を受けたチームスタッフについても同様とする.
- ② 退場処分による出場停止は、本大会における直近の試合で順次消化する.

第23条 [試合の負担費用]

ホームチームが試合の開催に要する次の経費を負担する.

- ① 会場使用料（照明使用料含）
- ② 人件費
- ③ その他運営に関わる費用

第25条 [遠征費用]

- (1) 試合においては、日帰りを原則とする.
- (2) リーグ戦においての宿泊を伴う遠征に関しても原則として遠征チームが遠征費を全額負担するものとする

第26条 [その他]

- ① 全参加チームは必ずスポーツ傷害保険に加入すること
- ② 本大会事務局を SHONAI FOOTBALL CLUB ACADEMY 事務所におくものとする。
- ③ 本大会の規律委員会は各参加チーム6チームの代表者又は監督が務めるものとする
- ④ 本大会におけるいかなる損害・事故については大会事務局が責任を負うものではないこととする